

第 4 章 施策の展開方向と 具体的な取組

第4章 施策の展開方向と具体的な取組

領域Ⅰ 仕事と暮らし

施策の方向1 仕事と子育て・介護等の両立支援（女性活躍推進計画）

本市では、共働き世帯が増加傾向にあり、女性の就業者も増加傾向にあります。しかし、女性は男性に比べて、パート・アルバイト等の非正規雇用者が多い状況です。女性の育児休業取得率は、一定程度の割合がみられますが、男性の取得率は依然として低く、介護休業の取得率についても男女共に非常に低い状況です。

家庭における日常の家事や育児、介護等については、依然として女性の負担が大きい現状があります。多様化する保育、介護等福祉ニーズへの柔軟な対応をはじめ、家事、育児、介護等の役割を家族で支え合う意識の啓発など、多様な暮らし方、働き方を支え合う社会づくりが求められています。

誰もが、自分の能力や希望に添った働き方ができるよう、多様で柔軟な働き方を促進することが重要です。

このような課題を踏まえ、本市では、性別にかかわらず誰もがワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現し、家事や育児、介護に参加することができる社会を目指します。

そのため「働き方改革」の在り方に視点を置き、事業所や就業者への啓発活動をはじめ、育児休業、介護休業の利用の促進、男性が家事や育児、介護等を担うことへの理解の促進、子育て支援、介護支援サービスの充実などを重点的に取り組む施策と位置付け、多様で効果的な施策の展開を図ります。

〔 施策１ 〕 重点 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	担当課
市民に対する講座等の開催や事業所等に対する認定制度の周知、市の職員に向けた啓発など、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。	職員課 人権男女共同参画課 産業振興課
〔 主な取組 〕	
<u>職員課</u> ○ 職員向けのWeb研修によるメニューの充実や貸出DVDによる研修等により、様々な研修を受講できる体制を整えます。 ○ 「特定事業主行動計画」に基づき、職員に向けてワーク・ライフ・バランスの取組に関連する各種制度の周知及び利用の促進を図ります。 ○ 庁内部局長を「ワーク・ライフ・バランス推進員」に位置付け、庁内放送等の場で職員の意識啓発を図ります。 <u>人権男女共同参画課</u> ○ 多様で柔軟な働き方や男性の家事、子育てへの参加などについての理解を促進するため、事業所等をはじめ、誰もが参加しやすい対面講座やオンライン講座を開催します。 <u>産業振興課</u> ○ 「企業民主化推進協議会」において実施する研修内容について、適宜精査を行い、男女共同参画への理解を促します。 ○ 研修DVD貸出事業の周知を図ります。 ○ ハローワーク等の関係機関と連携し「くるみん認定」や「えるぼし認定」など、国の制度や新たに認定を受けた企業の周知を図ります。	

〔施策2〕 女性や再就職希望者等への就労支援	担当課
就職に関するセミナーや子育てに関する相談など、女性や再就職希望者等への就労を支援します。	障がい福祉課 こども家庭課 保育課 産業振興課
〔主な取組〕	
<u>障がい福祉課</u> ○ 「子育て・障がい総合支援センター（はあとふる）」において、ハローワーク、広島中央障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、障がいのある人の就労に関する相談や就労体験実習等の支援を行います。 <u>こども家庭課</u> ○ ハローワークと連携し、「地域すくすくサポート」において就労相談会を実施します。 <u>保育課</u> ○ 保育コンシェルジュを配置し、保育サービス等に関する相談に対応します。 <u>産業振興課</u> ○ 女性の就職支援セミナー及び就職面接会を実施するとともに、求職者及び企業双方の採用に対する課題を聴取しながら、採用の促進を図ります。	

〔施策3〕 子育て世代への包括的な支援と学びの場の充実	担当課
市内の子育て支援拠点「地域すくすくサポート」を中心に、子育て世代への包括的な支援と学びの場の充実を図ります。	こども家庭課
〔主な取組〕	
<u>こども家庭課</u> ○ 市内の子育て支援拠点「地域すくすくサポート」において、マタニティ教室やパパママ教室等、妊娠期の保健指導を行います。 ○ 「地域すくすくサポート」において、子育て支援に向けた、父親が参加しやすい教室を実施します。	

〔施策4〕 子ども・子育て支援サービスの充実	担当課
多様化する子育てのニーズを踏まえ、子ども・子育て支援サービスの充実を図るとともに、伴走型相談支援や障がいのある人への相談支援事業を実施します。	障がい福祉課 こども家庭課 保育課
〔主な取組〕	
<u>障がい福祉課</u> ○ 「子育て・障がい総合支援センター（はあとふる）」において障害者相談支援事業を実施し、子育て中の障がいのある人や障がいのあるこどもたちへの相談支援を行います。 <u>こども家庭課</u> ○ 育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人が会員となり、地域の中で、有償で子育てを助け合う会員組織「ファミリー・サポート・センター」を運営します。 ○ 親子が気軽に集い、子育てについての相談や交流ができる「地域子育て支援センター」「ひろば型子育て支援拠点」を運営します。 ○ 「地域すくすくサポート」において、伴走型相談支援を実施し、妊娠期から子育て期にかけて定期的な面談を行います。また、妊婦等を対象とした教室等を開催します。 <u>保育課</u> ○ 保育ニーズの多様化等を踏まえ、通常保育、特別保育、病児・病後児保育等を実施します。	

〔施策5〕 重点 男性の家事・育児への参画の促進	担当課
男性料理教室の講座等を実施し、男性の家事や育児への参画を促進するとともに、誰もが家事や育児に参加しやすい環境づくりを図ります。	職員課 人権男女共同参画課 生涯学習課
〔主な取組〕	
<u>職員課</u> ○ 「特定事業主行動計画」に基づき、男性職員への各種制度の利用の促進や職員の時間外勤務の削減等を図ります。 ○ 男性職員の育児に関する制度を職員や所属長等に提供し、制度の利用を促進します。 ○ フレックスタイム制など、柔軟な働き方を推進し、男性が家事や育児に参加しやすい体制の整備を図ります。 <u>人権男女共同参画課</u> ○ 男性に限定せず、配偶者、こどもを含むカップルやファミリー向けに、セミナーや参加型の講座を実施します。 <u>生涯学習課</u> ○ 男性料理教室等の講座を開催するとともに、幅広く参加を呼びかけます。	

〔施策6〕 児童青少年に関する相談支援の充実	担当課
児童青少年総合相談室において、保護者及び児童青少年からの学校生活や親子関係などに係る相談に対応します。	青少年育成課
〔主な取組〕	
<u>青少年育成課</u> ○ 「児童青少年総合相談室」における教育相談、児童厚生員による子育て相談、カウンセラーによる相談を実施し、市民の子育てや教育に係る悩みに寄り添い、必要な助言や適切な機関の紹介を行います。	

〔施策7〕 こどもの居場所づくり	担当課
放課後児童クラブは、こどもが安全で安心して過ごせる居場所の一つとして、こどもの健全育成に取り組めます。	青少年育成課
〔主な取組〕	
<u>青少年育成課</u> ○ 待機児童の解消及び公立クラブの受入児童数の適正化を目的として、民間事業者との連携、協力により、受け皿を確保します。	

〔施策8〕 参加しやすい保育所・学校行事等の推進	担当課
各校の実態に合わせ、地域の保護者や地域住民に親しみやすい学校づくりを推進します。	保育課 指導課
〔主な取組〕	
<u>保育課</u> ○ 保育所等における運動会等の行事について、保護者が参加しやすいよう配慮して実施します。 <u>指導課</u> ○ 各校の実態に合わせ「ひがしひろしま教育週間」において「授業公開」等の取組を実施します。	

〔 施策 9 〕 高齢者福祉サービス・介護保険事業の充実	担当課
高齢者福祉及び介護保険事業の制度やサービスを周知するとともに、介護している家族だけでなく、広く地域に普及、啓発を図ります。	地域包括ケア推進課 介護保険課
〔 主な取組 〕	
<u>地域包括ケア推進課</u> ○ 身近な場所で介護教室や介護者交流会等の家族介護支援事業を実施し、現在介護している家族だけでなく、広く地域に向けて普及、啓発を図ります。 <u>介護保険課</u> ○ 介護保険相談員の配置をはじめ、出前講座等の開催、介護保険の手引きや介護保険サービス事業所ガイドブックの配布、ホームページへの掲載などにより、制度やサービスの周知を図ります。	

〔 数値目標 〕

施策の方向	成果指標	現状値 (策定時)	目標値 (次期計画 策定時)
1 仕事と子育て・介護等の両立支援 (女性活躍推進計画)	① 「職場」において男女の地位が平等だと思う市民の割合	32.7%	50%以上
	② ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる企業の割合	31.8%	55%以上
	③ 育児休業を取得した男性従業員がいる事業所の割合 (配偶者が出産した男性従業員のうち)	55.8%	80%以上

【 出典 】 ①市民意識調査、②③事業所調査

施策の方向2 女性の活躍推進とあらゆる分野における女性の参画の推進 (女性活躍推進計画)

本市の審議会に占める女性委員の割合は、ここ数年、国の平均を下回って推移していますが、市議会議員に占める女性の割合は、令和5（2023）年では増加に転じました。事業所等において指導的立場に占める女性の割合は、近年、大きな変動はなく横ばいで推移しています。

審議会等、政策や方針決定の場における、女性の積極的な登用に向けた取組の強化が必要であるとともに、職場や地域において、人材育成や起業への支援など、女性が活躍しやすい環境づくりが必要です。

このような課題を踏まえ、本市では、あらゆる政策や方針決定過程の場において、女性の参画の機会が充実し、その個性と能力を十分に発揮できる社会を目指します。

そのため、審議会等委員や指導的立場に占める女性の登用を促進するとともに、女性に対する人材育成、職業能力開発等への支援などを重点的に取り組む施策と位置付け、地域や農業分野など、あらゆる場における女性の活躍の促進を図ります。

〔 施策 10 〕 重点 審議会等委員への女性の積極的な登用	担当課
政策や方針の意思決定過程に女性が参画できるよう、審議会等委員への女性の積極的な登用を促進します。	人権男女共同参画課
〔 主な取組 〕	
<u>人権男女共同参画課</u> ○ 審議会等委員選定の際に事前協議を行い、女性委員の登用を促進するとともに、女性委員の参画がない審議会等の解消を図ります。	

〔 施策 11 〕 重点 管理職への女性職員の人材育成及び積極的な登用	担当課
女性職員の人材育成を強化するとともに、管理職への積極的な登用を図ります。	職員課
〔 主な取組 〕	
<u>職員課</u> ○ 育児休暇からおおむね1年未満に職場復帰した職員を対象とした、育休フォローアップや育休サポートセミナーを実施します。 ○ 外部の研修会等へ女性職員を積極的に派遣します。 ○ 「特定事業主行動計画」の目標達成状況把握のためのアンケート等、調査を実施します。	

〔 施策 12 〕 職業能力開発の支援	担当課
資格取得への支援や講座等の開催などにより、職業能力の向上を支援します。	人権男女共同参画課 産業振興課
〔 主な取組 〕	
人権男女共同参画課 ○ 育児休業取得中又は今後の就労を考えている人を対象に、生活設計やキャリアプランなどに関する連続講座を実施します。 産業振興課 ○ 「東広島地域職業訓練センター」において、企業ニーズに応じた資格取得講座や技能講習、就職支援に関する事業等の実施を支援します。 ○ 「就職・訓練支援員」を配置し、就職希望者への相談や支援についてきめ細かく対応します。	

〔 施策 13 〕 重点 多様な働き方への支援	担当課
起業に必要な知識やノウハウを学ぶ講座の開催や相談支援により、女性起業家の育成を促進します。	産業振興課
〔 主な取組 〕	
産業振興課 ○ 起業に必要な知識や手続きをはじめ「創業塾」や参加者同士のコミュニティの形成を促進するイベント等を開催するほか、アイデア創出から起業に至る相談ができる場を「東広島イノベーションラボミライノ⁺」により提供します。	

〔 施策 14 〕 働く女性に対する相談支援	担当課
働く女性の悩みや起業等に関する相談やアドバイス、必要な情報提供を行います。	人権男女共同参画課
〔 主な取組 〕	
人権男女共同参画課 ○ 産業カウンセラー、キャリアコンサルタントの資格を持つ相談員を配置し、仕事上の悩みや起業等についての相談を受け付け、適切なアドバイス、必要な情報提供を行います。	

〔 施策 15 〕 農業分野における女性の活躍の促進	担当課
農業法人における役員への女性の登用や女性農業者のネットワークづくりの支援、短期農作業体験の受け入れなど、農業分野への女性の参画を促進します。	農林水産課 園芸センター
〔 主な取組 〕	
<u>農林水産課</u> ○ 農業法人における役員への女性の登用について、継続して働き掛けます。 ○ 女性交流会を実施し、女性農業者のネットワークづくりを支援します。 <u>園芸センター</u> ○ 生産講座（野菜、花き（かき）、果樹コース）を開催するとともに、新たな取組を検討します。 ○ 短期農作業体験の受け入れを行い、就農機会の創出に努め、農業分野への女性の参画を促進します。	

〔 施策 16 〕 企業における男女共同参画の推進	担当課
男女共同参画推進企業への優遇措置など、企業における男女共同参画の推進を支援します。	契約課
〔 主な取組 〕	
<u>契約課</u> ○ 男女共同参画推進企業への優遇措置として、入札参加資格申請における、広島県仕事と家庭の両立支援企業に加点するとともに、総合評価の評価項目の一つとして女性技術者にも加点します。	

〔 施策 17 〕 地域団体における女性役員の登用の促進	担当課
住民自治協議会や民生委員・児童委員に、女性役員の登用を働き掛けるなど、地域における女性の活躍を促進します。	地域づくり推進課 地域共生推進課
〔 主な取組 〕	
<u>地域づくり推進課</u> ○ 住民自治協議会の役員改選や新たな人材の発掘を検討する際に、女性登用について定期的に意見交換を行い、女性役員の登用を働き掛けます。 <u>地域共生推進課</u> ○ 民生委員・児童委員の改選期に、民生委員児童委員協議会に対して、女性役員の登用を働き掛けます。	

[数値目標]

施策の方向	成果指標	現状値 (策定時)	目標値 (次期計画 策定時)
2 女性の活躍推進とあらゆる分野における女性の参画の推進 (女性活躍推進計画)	④ 市の審議会等に占める女性委員の割合	27.7%	35%以上
	⑤ 市の管理職(課長以上)に占める女性職員の割合	24.9%	30%以上
	⑥ 「地域社会」において男女の地位が平等だと思う人の割合	23.5%	35%以上

【 出典 】 ④⑤庁内資料、⑥市民意識調査

施策の方向3 誰もが地域で多様な暮らしを認め合い、能力を発揮できる基盤づくり

性別にかかわらず誰もが個性と能力を十分に発揮することができる暮らしを実現するためには、多様な生き方が選択でき、職場や家庭、地域で男女が共に参画して協力し、支え合う社会づくりが求められています。

女性の就業率の増加や働き方改革の気運が高まる中、誰もが健康で活躍できる環境の整備に向けて、市民の健康づくり活動や地域活動の促進が必要です。

本市の防災会議委員に占める女性委員の割合は、国の平均を下回って推移しています。近年、大きな災害が多発的に発生している現状等も踏まえ、防災分野における女性の積極的な登用は、大きな社会的課題となっています。

多様な暮らし方の実現が求められている社会的背景において、本市では、誰もが健康で、地域社会で活躍できる社会を目指します。

そのため、生涯にわたって誰もが健康で心豊かに暮らすことができるよう、多様な健康づくり施策を推進します。また、誰もが地域活動に主体的に参加できる環境づくり、特に防災分野における男女共同参画を重点的に取り組む施策と位置付け、その促進に努めます。

〔 施策 18 〕 ライフステージに応じた健康づくりへの支援	担当課
各種健診を実施するとともに、健康づくりや食育の推進に関する情報を発信し、市民のライフステージに応じた健康づくりを支援します。	医療保健課
〔 主な取組 〕	
<u>医療保健課</u> ○ 特定健診、基本健診、がん検診（胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺がん）を実施します。 ○ 産学官連携により、食生活、身体活動等について、自然に健康的な行動を取ることができるような環境づくりを推進します。 ○ 市の広報紙やホームページ、SNSなどを活用し、H I V/エイズ、性感染症、薬物、飲酒、喫煙の身体に与える影響等に関する情報を発信し、普及、啓発を推進します。	

〔 施策 19 〕 母子保健事業の推進	担当課
妊娠期から子育て期にかけて、切れ目のない母子保健事業を推進します。	こども家庭課
〔 主な取組 〕	
<u>こども家庭課</u> ○ 市役所内の「出産・育児サポートセンターすくすく」と、市内の「地域すくすくサポート」において、妊娠期から子育て期にかけて、伴走型相談支援を実施し、妊娠期から子育て期にかけて定期的な面談や教室等を開催します。 ○ 乳児全戸家庭訪問事業を実施し、子育ての不安の解消等に努めます。 ○ 妊娠期から子育て期の個別のサポートプラン「ひがしひろしますくすくプラン」を作成し、適切な時期の支援を実施します。	

〔 施策 20 〕 重点 男女共同参画の視点に立った防災対策	担当課
防災における男女共同参画の重要性を啓発するとともに、避難所の運営や女性の地域防災リーダーの養成等、男女共同参画の視点に立った防災対策を推進します。	危機管理課
〔 主な取組 〕	
<u>危機管理課</u> ○ 出前講座や自主防災組織等での説明会を通じて、防災における男女共同参画の重要性について啓発します。 ○ 男女共同参画の視点に立った避難所の運営を行います。 ○ 地域防災リーダーに占める女性の割合を増やすため、地域防災リーダー養成講座受講者に女性も推薦してもらうよう働き掛けます。	

〔 数値目標 〕

施策の方向	成果指標	現状値 (策定時)	目標値 (次期計画 策定時)
3 誰もが地域で多様な暮らしを認め合い、能力を発揮できる基盤づくり	⑦ 1年間に健康診断(健康診査)を受けた人の割合	68.1%	75%以上
	⑧ 初妊婦の妊娠期サービスの利用割合	73.4%	90%
	⑨ 地域防災リーダーに占める女性の割合	16%	30%

【 出典 】 ⑦⑧⑨庁内資料

領域Ⅱ 男女の平等感

施策の方向4 固定的な性別役割分担意識の解消

家庭生活と男女の役割について「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」に代表される、いわゆる固定的な性別役割分担意識は依然として根強いものの、若い年齢層ほど反対意識が強く、年齢が上がるほど賛成意識が強いといった、年齢による意識差が顕著にみられます。

固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、世代に応じたより効果的、継続的な啓発活動の推進が必要であるとともに、このような価値観や考え方については、若い世代のときから、保護者や周りの大人の価値観によって考え方が偏ることがないように、自分で考えて選択するための環境づくりが重要です。

人権尊重の意識を踏まえた、幅広い世代に向けた固定的な性別役割分担意識の解消、性差への偏見の解消に向けた取組の充実が必要です。

男女共同参画の施策は、全て人権尊重の考え方が基盤となっています。本市では、誰もが互いの人権を認め合い、尊重し合う社会を目指します。

そのため、固定的な性別役割分担意識の解消を重点的に取り組む施策と位置付け、その基盤である人権を尊重した意識づくりを推進するとともに、社会通念や慣習、しきたりの見直しなど、意識の改革を促進します。

[施策 21] 重点 人権や性別役割分担意識の解消に向けた啓発の推進	担当課
多様な広報媒体や手段の活用、講座等の開催などにより、性別役割分担意識の解消に向けた啓発活動を推進します。	職員課 人権男女共同参画課
[主な取組]	
<u>職員課</u> ○ 職員を対象とした研修を活用し、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、多様な立場の市民の視点を自発的に意識するよう、啓発を推進します。 <u>人権男女共同参画課</u> ○ 多様な広報媒体や手段を活用して、男女共同参画に関する啓発を推進するとともに、セミナーやイベントの開催など、市民の意識を高めるためのきっかけづくりに取り組みます。 ○ 一人一人が「個人」を尊重する意識を大切にしながら、相手を思いやり、認め合いながら人権を尊重する社会の実現に向けて、若い世代から幅広い世代に対して、あらゆる機会を通して啓発活動を推進します。	

〔 施策 22 〕 相談支援の充実	担当課
相談支援拠点の充実をはじめ、関係機関との連携により、人権や男女共同参画に関する相談支援の充実を図ります。	人権男女共同参画課
〔 主な取組 〕	
人権男女共同参画課 ○ 働く女性の相談室のほか、法務局、人権擁護委員と連携し、特設人権相談を市内の各施設で実施し、相談の受け付け、適切なアドバイス、必要な情報提供等を行います。	

〔 数値目標 〕

施策の方向	成果指標	現状値 (策定時)	目標値 (次期計画 策定時)
4 固定的な性別役割分 担意識の解消	⑩ 「男は仕事、女は家事・育児」の考え方に 反対する市民の割合	62.4%	80%以上

【 出典 】 ⑩市民意識調査

施策の方向5 男女共同参画の意識づくり

男女共同参画の推進にあたっては、学校での教育の充実が最も求められており、児童・生徒をはじめ、これからの本市のまちづくりを担う若い世代に向けて、男女共同参画に対する理解を深め、意識を高めるためのきっかけづくりが重要です。

学校等による教育はもとより、幅広い世代を対象として、多様な手段や機会を活用した啓発活動をはじめ、講座や講演会の開催などを通して、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消し、男女共同参画意識の醸成、理解の促進を図る必要があります。

このような課題を踏まえ、本市では、男女共同参画に関する多様な学びの場が充実し、誰もがその個性や能力を十分に発揮することができる社会を目指します。

そのため、学びの場の充実をはじめ、誰もが参加しやすいセミナーやイベント、講座や講演会等の開催など、家庭、地域、職場等あらゆる場や機会を通して、幅広い世代を対象とした多様な学習機会の充実を重点的に取り組む施策と位置付けます。

〔 施策 23 〕 学校等教育の場における男女共同参画の推進	担当課
児童・生徒にも分かりやすい啓発活動の実施により、学校等教育の場における男女共同参画を推進します。	人権男女共同参画課 指導課
〔 主な取組 〕	
<u>人権男女共同参画課</u> ○ 幼児教育及び学校教育における男女平等教育を推進するため、児童・生徒を対象に人形劇やワークショップ等を実施します。 <u>指導課</u> ○ 各学校において、道德教育を中心に児童・生徒の発達段階に応じた指導を充実し、互いを尊重し合う意識を育みます。	

[施策 24] 重点 生涯学習の場における男女共同参画の理解の促進	担当課
幅広い年齢層を対象とした啓発講座の実施や事業所、団体等の支援を図り、生涯学習の場において男女共同参画の理解を促進します。	人権男女共同参画課 生涯学習課
[主な取組]	
<u>人権男女共同参画課</u> ○ 主に無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）をテーマとした、エスポワール活動推進員による啓発講座を実施します。 ○ 家庭や地域、職場等のあらゆる場を通じて、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けて啓発活動を行います。 <u>生涯学習課</u> ○ 男女共同参画をテーマとした生涯学習主催講座等を開催するとともに、幅広く参加を呼び掛けます。	

[数値目標]

施策の方向	成果指標	現状値 (策定時)	目標値 (次期計画 策定時)
5 男女共同参画の意識づくり	⑪ 男女共同参画等に関する講座・講演会の参加人数	1,134 人	1,500 人以上
	⑫ 「アンコンシャス・バイアス」という用語を「内容まで知っている」市民の割合	10.8%	50%以上

【 出典 】 ⑪庁内資料、⑫市民意識調査

領域Ⅲ 安心な暮らし

施策の方向6 暴力や貧困など、様々な困難を抱える人の支援（DV対策基本計画）

ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害を受けたことがある人は、女性の30～40代に多くみられ、少ないながらも男性の被害者もいます。被害を受けた女性は、友人や家族に相談している人は一定程度みられるものの、公的機関に相談する人は少ない状況です。また、ハラスメントについては、半数近くの事業所において顕在化しており、パワーハラスメントとセクシュアルハラスメントの被害が多くみられます。

家庭や学校、職場等における、あらゆる暴力の根絶に向けた継続的な取組が必要です。

地域社会においては、DVやハラスメントだけではなく、高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭、困難な問題を抱える女性など、様々な生活上の困難を抱える人が安心して生活できるよう、支援の拡充が必要です。

このような課題を踏まえ、本市では、あらゆる暴力を根絶し、誰一人取り残さない社会を目指します。

そのため、多様な機会や場を通して、DVやハラスメントをはじめ虐待等、あらゆる暴力の根絶に向けて意識啓発を推進し、安心して暮らせるまちづくりを進めます。また、高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭等、生活上の困難を抱える人も、安心して住み馴れた地域で暮らすことができるよう、地域で支え合う体制づくりを重点的に取り組む施策と位置付けます。

[施策 25] あらゆる場におけるハラスメント防止対策の促進	担当課
事業所等を対象とした研修会や職員を対象とした各種研修等により、ハラスメント防止対策を図ります。	職員課 産業振興課
[主な取組]	
<u>職員課</u> ○ 職員向けの研修において、ハラスメントに関する各種研修を取り入れるなど、より多くの職員に啓発できる体制を整えます。 <u>産業振興課</u> ○ 事業所等を対象とした、ハラスメントの防止に関する研修会を開催し、職場における啓発を促進します。	

〔 施策 26 〕 あらゆる暴力の根絶に向けた啓発の推進と体制の整備	担当課
あらゆる暴力の根絶に向け、講座の開催や相談窓口の周知を図るとともに、虐待等に対する適切な対応に努めます。	人権男女共同参画課 こども家庭課
〔 主な取組 〕	
<u>人権男女共同参画課</u> ○ 女性に対する暴力の根絶に向けて、関係機関と連携し相談窓口の周知や啓発を推進します。 <u>こども家庭課</u> ○ 保育所や民生委員児童委員協議会、大学等において、児童虐待及びDVに関する出前講座等を開催し、市民や支援者に対し、児童虐待やDVの認識、相談窓口の周知を図ります。 ○ 虐待事例について、要保護児童対策地域協議会等をはじめとする関係機関と連携し、迅速できめ細かな相談に対応し、適切に支援します。	

〔 施策 27 〕 被害者の安全の確保と支援	担当課
被害者への多様な配慮や加害者への制限など、DVやストーカー等の被害者に対する安全の確保と支援に努めます。	市民課 国保年金課 こども家庭課 住宅課 学事課
〔 主な取組 〕	
<u>市民課</u> ○ 住民基本台帳事務処理要領に基づき、DVやストーカー等被害者の住民票、附票等の交付制限措置を行うとともに、改正等があったときは速やかに対応します。 ○ 市民課主導による、支援措置に関する研修会を開催し、庁内各課との連携を図ります。 <u>国保年金課</u> ○ DVやストーカー等、被害者に配慮した国民健康保険の手続きを支援します。 ○ 相談、加入支援の対応を行った全ての記録を残し、情報の共有を図ります。 <u>こども家庭課</u> ○ 配偶者暴力相談支援センターを運営し、DV被害者を支援します。 <u>住宅課</u> ○ 市営住宅への入居にあたって、DV被害者の単身入居での申請の受付やDV被害者を抽選配慮世帯とするといった配慮を行います。 <u>学事課</u> ○ 各学校や指導課等と連携し、DVやストーカー支援該当者について、該当する学校へ通知し、情報の共有を図ります。	

〔 施策 28 〕 重点 高齢者や障がいのある人等、困難を抱える人への支援	担当課
介護保険事業や高齢者福祉、障がいのある人への支援など、個別の計画に沿った多様な支援を展開します。	地域共生推進課 障がい福祉課 地域包括ケア推進課 産業振興課 住宅課
〔 主な取組 〕	
<u>地域共生推進課</u> ○ 「HOTけんステーション」において、様々な生活上の課題が複雑化、複合化しているなど、どこに相談したらよいか分からない方の相談に対応します。 <u>障がい福祉課</u> ○ 「子育て・障がい総合支援センター（はあとふる）」において、障害者相談支援事業の提供及び委託による地域生活支援事業を実施し、障がいのある人の生活を支援します。 <u>地域包括ケア推進課</u> ○ 各圏域の「地域包括支援センター」が高齢者に関する身近な相談に対応するとともに、基幹型地域包括支援センターが後方支援を行います。 ○ 医療、介護、福祉などの関係機関と連携し、介護予防ケアマネジメント業務、権利擁護支援業務など高齢者の暮らしを総合的にサポートします。 <u>産業振興課</u> ○ 障がいのある人が、地域で自立した生活を送ることができるよう、合同企業面接会を実施し、就労支援を行います。 <u>住宅課</u> ○ 市営住宅への入居にあたって、障がいのある人の単身入居の申請の受付、障がいのある人を抽選配慮世帯とするといった配慮を行います。	

〔 施策 29 〕 ひとり親家庭や生活困窮にある人への支援の充実	担当課
児童扶養手当受給者を対象とした各種支援等、ひとり親家庭や生活困窮にある人への、誰一人取り残さない支援の充実を図ります。	地域共生推進課 こども家庭課 住宅課
〔 主な取組 〕	
<u>地域共生推進課</u> ○ 「生活支援センター」において「仕事が見つからない」「家賃を払えない」「住むところがない」などの生活上の相談に対応します。 <u>こども家庭課</u> ○ 児童扶養手当受給者を対象に、自立支援教育訓練費の支給、母子・父子自立支援プログラム策定員によるプログラム策定支援等を行います。 <u>住宅課</u> ○ 市営住宅への入居にあたって、ひとり親家庭を抽選配慮世帯とするといった配慮を行います。	

〔 数値目標 〕

施策の方向	成果指標	現状値 (策定時)	目標値 (次期計画 策定時)
6 暴力や貧困など、様々な困難を抱える人の支援 (DV対策基本計画)	⑬ ドメスティック・バイオレンス(DV)の被害を自分が受けたことがある市民の割合	9.5%	5%以下
	⑭ 配偶者や恋人からの暴力について相談できる窓口を知らない市民の割合	16.7%	10%以下

【 出典 】 ⑬⑭市民意識調査

「LGBTQ+」については、大半の市民にその用語は浸透していますが、内容まで知っている人の割合は年齢によって差が大きく、若い人はよく知っているものの、年齢が上がるほどその割合が低下する傾向にあります。また「LGBTQ+」をめぐる問題を社会的課題として受け止めている人は、用語の認知者やセミナー、イベント等への参加者ほど多い傾向にあります。

LGBTQ+の人は、性的指向やジェンダーアイデンティティ（性の自己認識）の在り方が少数派であるため、周りの人の誤った認識や偏った考え方から、様々な困難に直面している現状があります。誤った認識や偏った考え方を持つことがないよう、幅広い世代への周知と啓発を推進し、正しい理解を促進する必要があります。

本市の外国人市民数は、増加で推移しており、その人口規模は県内でも上位にあります。働き方やライフスタイルについて、国際化に柔軟に対応できるよう、多文化共生社会の実現に向けたまちづくりの必要性が高まっています。

このような課題を踏まえ、本市では、多様な性の考え方をはじめ、言語や文化の違いにかかわらず、誰もが安心して暮らすことができる社会を目指します。

その中でも、多様な性の在り方について、お互いに認め合い、正しい理解を促進することで、その個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりを重点的に取り組む施策と位置付けるとともに、共生社会の実現に向けた取組を強化します。

〔施策 30〕重点 性の多様性に関する理解の促進と啓発の推進	担当課
多様な媒体や場の活用などにより、性の多様性について理解を促進するとともに、小・中学校における、発達段階に応じた性に関する指導の充実を図ります。	職員課 人権男女共同参画課 指導課 生涯学習課
〔主な取組〕	
<u>職員課</u> ○ 職員を対象とした研修を活用し、性の多様性に関する理解を促進するとともに、市民への配慮を促進します。 <u>人権男女共同参画課</u> ○ 「LGBTQ+」や「東広島市パートナーシップ宣誓制度」といった用語の周知をはじめ、性の多様性に関して誤った認識や偏った考え方を持つことがないよう、市の広報紙やホームページ等を通して、幅広い年齢層に対して正しい理解を促進します。 <u>指導課</u> ○ 各学校において、校則の見直しや男女混合名簿の導入などの取組を進めます。 <u>生涯学習課</u> ○ 性の多様性をテーマとした研修会や生涯学習主催講座等を開催するとともに、幅広く参加を呼び掛けます。	

〔 施策 31 〕 多文化共生意識の醸成と国際交流の促進	担当課
多様なイベントや交流事業等により、市民の多文化共生意識を醸成するとともに、外国人市民との交流など、国際交流を推進します。	市民生活課 教育総務課 指導課
〔 主な取組 〕	
<u>市民生活課</u> ○ 本市に立地する国際交流機関や大学をはじめ、地域との協働により外国人市民の地域参画につながる交流事業を実施します。 ○ 出前講座等を通じ、地域において「やさしい日本語」講座を実施し、多文化共生に関する啓発を行います。 ○ ひろしま国際プラザ多文化共生事業等を通じて、相互理解を促進します。 <u>教育総務課</u> ○ 中国徳陽市とオンラインによる教育交流を進め、より多くのこどもが継続的に交流の機会を持てるよう努めます。 ○ 児童・生徒に対して、中国徳陽市との外国語での交流を通して、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成します。 <u>指導課</u> ○ 小学校外国語活動の授業に、外国人留学生等を派遣するとともに、大学と連携し、留学生生活用の枠組みを整えます。 ○ 多文化共生意識の醸成を図るため、視覚的な教材を活用する等、授業内容の工夫に努めます。	

〔 数値目標 〕

施策の方向	成果指標	現状値 (策定時)	目標値 (次期計画 策定時)
7 多様性を認め合う意識づくり	⑮ 「LGBTQ+」という用語を「内容まで知っている」市民の割合	40.0%	70%以上
	⑯ 「東広島市パートナーシップ宣誓制度」という用語を「内容まで知っている」市民の割合	4.5%	20%以上
	⑰ 国際交流活動参加者（市が関係するもの）の満足度の割合	—	80%

【 出典 】 ⑮⑯市民意識調査、⑰庁内資料

領域Ⅳ 計画の推進

施策の方向8 推進体制の充実

本計画の推進にあたっては、講座や講演会、研修会の開催など、多様な手段による啓発活動をはじめ、学校教育や商工労働部門、福祉部門など、市政のあらゆる関連施策を横断的に実行していく必要があるとともに、行政と事業所や関係団体等が協働して取り組むことが重要です。

本市の男女共同参画推進の活動拠点である「エスポワール（東広島市男女共同参画推進室）」を利用したことがある人は、現状では少ない状況です。名称を知っている人を合わせても、およそ5人に1人の割合となっています。男女共同参画社会という用語の認知が増加傾向にある中「エスポワール（東広島市男女共同参画推進室）」について、より多くの市民の利用を促進する必要があります。

男女共同参画の取組が進展し、性別にかかわらず、誰もが個性と能力を十分に発揮できる社会を目指します。

そのため「エスポワール（東広島市男女共同参画推進室）」の機能の充実を重点的に取り組む施策と位置付けるとともに、職員は市民に率先して本計画の施策を積極的に推進する体制の充実を図ります。

[施策 32] 庁内推進体制の充実	担当課
本計画を効果的、計画的に推進するため、施策の全庁的な推進と進行管理を行うほか、市内の事業所や関連団体等との連携の強化を図ります。	全部局
[主な取組]	
<u>全部局（事務局は人権男女共同参画課）</u> ○ 関係部局との連携及び総合的な調整を行うとともに、施策の全庁的な推進と進行の管理を行います。 ○ 本計画を効果的、計画的に推進するため、国や広島県をはじめ、他の自治体の関連情報等を適宜、的確に把握するとともに、市内の事業所や関連団体等との連携の強化を図ります。	

〔 施策 33 〕 職員の意識の醸成	担当課
全ての職員が男女共同参画の視点を持って職務を遂行できるよう、様々な研修の機会等を通して、職員の意識の醸成を図ります。	全部局
〔 主な取組 〕	
<u>全部局（事務局は人権男女共同参画課）</u> ○ 本計画を庁内横断的に推進するために、全ての職員が男女共同参画の視点を持って職務を遂行できるよう、男女共同参画に関する様々な研修の機会等を通して、職員の意識の醸成を図ります。	

〔 施策 34 〕 重点 エスポワール（東広島市男女共同参画推進室）の機能の充実	担当課
セミナーやイベント、講座等の開催をはじめ、各種相談支援事業の実施など、男女共同参画拠点の機能を強化します。	人権男女共同参画課
〔 主な取組 〕	
<u>人権男女共同参画課</u> ○ 本市の男女共同参画推進の活動拠点である「エスポワール（東広島市男女共同参画推進室）」において、セミナーやイベント、講座や講演会、研修会の開催をはじめ、各種相談支援事業など、拠点としての機能の充実を図ります。	

〔 施策 35 〕 東広島市男女共同参画推進審議会等の意見反映	担当課
学識経験者や各種団体、組織の代表者、市民によって構成される「東広島市男女共同参画推進審議会」において、進捗の評価や施策への意見の反映により、男女共同参画の取組の充実を図ります。	人権男女共同参画課
〔 主な取組 〕	
<u>人権男女共同参画課</u> ○ 「東広島市男女共同参画推進審議会」において、施策の進捗状況を報告し、その評価を受けるとともに、審議会委員からの意見や提言を十分に尊重しながら施策への反映を図り、男女共同参画の推進の強化に取り組みます。	

〔 施策 36 〕 適切な事業進行管理	担当課
男女共同参画に関連する施策を着実に推進するため、適切な事業進行管理を行うとともに、市民の意見や提案の本計画への反映に努めます。	全部局
〔 主な取組 〕	
全部局（事務局は人権男女共同参画課） ○ 男女共同参画に関連する施策を着実に推進するため、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）に基づく進行管理（PDCAサイクル）を行います。また、国や広島県の取組との整合や市民等を対象としたアンケート調査等の実施により、市民の意見や提案の本計画への反映に努めます。	

〔 数値目標 〕

施策の方向	成果指標	現状値 (策定時)	目標値 (次期計画 策定時)
8 推進体制の充実	⑮ エスポワールの認知率	19.2%	30%以上
	⑯ セミナーやイベント等への参加経験者	3.5%	25%以上

【 出典 】 ⑮⑯市民意識調査

